第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第二項中「前項第一号ロ又は同項第二号」を「前項各号」に改め、「（同項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前項の」を「同項の」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額」を「第一項第一号に該当する者　第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千九十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に、「もの（以下この号において「早期再就職者」という。）」を「者」に、「十分の四（早期再就職者にあつては、十分の三）」を「十分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項第一号ロ」を「第一項第一号」に改め、「規定」の下に「（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）」を加え、同項を同条第四項とする。

第五十七条第一項第一号中「前条第一項第一号ロ」を「前条第一項第一号」に改め、同号ロ中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第六十条第五項中「及び第五項」を削る。

第六十条の二第四項中「百分の七十」を「百分の八十」に改める。

第六十一条の二第四項中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

第六十六条第三項第一号イ中「雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条及び第六十七条の二において同じ。）を「同条第四項に規定する雇用保険率（第三号及び第四号において単に「雇用保険率」という。）に改め、同項第三号中「千分の四の率」を「徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同項第四号中「千分の三・五の率（」を削り、「掲げる事業については、千分の四・五の率）」を「規定する二事業費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号ロ中「第三項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十七条の二中「雇用保険率が千分の十五・五（徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十四・五）」を「徴収法第十二条第四項第一号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率が千分の八」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第七十六条第四項中「規定は」の下に「、教育訓練給付」を加える。

附則第四条第一項、第五条第一項及び第十条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「に百分の八十」を「に百分の六十」に改める。

附則第十三条第一項中「から第五号まで」を「及び第五号」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「から第五号まで」を「及び第五号」に改める。

附則第十四条及び第十四条の二を削る。

附則第十四条の三第一項中「令和四年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「及び第四号」を削り、「附則第十三条（同項第三号）」を「前条（同号）」に、「同項（同号）」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「附則第十三条第二項」を「前条第二項」に、「から第五号まで」を「及び第五号」に、「第一項第五号」を「同号」に、「第十四条の三第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十四条の四を削る。

附則第十五条中「令和七年四月一日」を「令和九年四月一日」に改める。

第二条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十条の三」を「―第六十条の五」に改める。

第六条第一号中「二十時間」を「十時間」に改める。

第十条第五項中「教育訓練給付金」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　教育訓練給付金

二　教育訓練休暇給付金

第十四条第一項中「さかのぼつた」を「遡つた」に、「十一日」を「六日」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　当該被保険者が教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合には、第六十条の三第一項に規定する休暇開始日前における被保険者であつた期間

第十四条第三項中「八十時間」を「四十時間」に改める。

第十六条第一項、第十七条第四項第一号及び第十八条第四項中「二千四百六十円」を「千二百三十円」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十二条第三項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の二号を加える。

三　教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者については、第六十条の三第一項に規定する休暇開始日前の被保険者であつた期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間

四　育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある者については、これらの給付金の支給に係る休業の期間

第二十三条第二項第一号中「において」を「及び第六十条の四第二項第一号において」に改め、同項第二号中「において」を「及び第六十条の四第二項第二号において」に改める。

第三十一条第二項を削る。

第三十七条第九項中「第十九条、」を削り、「第十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第一項」を「第三十一条」に改める。

第三十七条の四第六項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に改める。

第三十七条の五第一項第二号及び第三号並びに第三十八条第一項第二号中「二十時間」を「十時間」に改める。

第四十条第四項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に改める。

第五十一条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に、「同項」を「同条」に改める。

第六十条の二第一項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改め、同項第一号中「次号において」を「以下」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。